

令和4年度 第8回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和5年1月19日（木） 10時00分～11時20分

2 場 所 十勝総合振興局 地下会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学 グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学 工学部社会循環系准教授)
特別委員	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学社会福祉学科教授)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平田 渉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	吉岡 詠那
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課長	後藤 英徳
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	富川 和朋
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任	長嶺 大
根室振興局産業振興部商工労働観光課長	出口 裕一
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「DCM ニコット羅臼店」(羅臼町) の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「DCM ホーマック木場店」(釧路町) の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「DCM ニコット羅臼店」(羅臼町) の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○店舗近隣の生活環境及び自然環境への考慮について

- ・ 計画地は山や川が隣接するなど自然豊かな地域であることから、店舗の運営に当たっては、周辺の生活環境への影響のみならず、自然環境や動植物への影響も考慮すべき。

店舗敷地内及びその周辺のゴミ清掃を行い、清潔な生活環境を維持するとともに、野生動物の生活圏の無秩序な進入防止を図り、また夜間の照明は敷地内から漏れないよう器具の設置位置や照射角度などに留意することを確認。

○出入口の使用制限による知昭町3号線交通量への配慮について

- ・ 出入口①の使用について、キャンプ場の利用客等により、季節によっては来客数が増加することもあると考えられるが、一時的に封鎖するなど、知昭町3号線の交通量を軽減するための対策を取ることは可能か。

出入口①の封鎖については、駐車場内の動線を確保するという観点から難しいが、来客増加など混雑が発生するような場合は、交通誘導員や誘導看板を置くなどの対策により、知昭町3号線の交通量が増加しないよう配慮することを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問あるいは確認事項があれば発言をお願いします。

なお、前回の事務的説明時に 2 点ほどご意見がありましたが、事務局から事業者を確認していただいたということですが、この 2 点についてはよろしいか。

(委員全員)

<意見なし>

(B 委員)

冬場に大雪が降った際の周辺道路の見通し確保や走行のしやすさなど、道路関係の話であるので、店舗とは直接関係ないかもしれないが、その辺りは協力しながら、周辺住宅に影響を及ぼさないような環境づくりをしていってもらえたら。

(部会長)

羅臼は平らな土地が少ない地区であるため、大雪が降ると大変だと思う。

地域の方はその辺りは熟知しているので、お互いに気を付けるという部分があるが、おっしゃるとおり外来者については少し懸念すべきとも思う。

(事務局)

店舗内だけでなく、その周辺も含めて配慮するように伝達する。

(A 委員)

前回、自然環境への配慮ということで確認事項があったことについては、適切な回答をいただいたと思う。

特にヒグマの生息地域であつたりするということで、DCM ニコットであるため生ものなどは出ないと思うが、廃棄物等の処理を適切にやっていただくということと、山と川に囲まれているため、一番懸念されることは照明による影響を考えていたが、その部分も配慮していただけるということであるため、事務局において店舗オープン後、特に夏場の昆虫や鳥類への影響を少し見ていただくことが可能であればお願いしたい。これは審議そのものに関わることでなく、事後の確認をお願いしたいということ。

それから、敷地を見ている限り大丈夫だとは思いますが、よく DCM などのホームセンターでよく出る話であるが、駐車場に物を置くというケースが散見される。かなり多くのホームセンターで、夏になると駐車場に砂利や砂、土、園芸用品を置くという行為が結構多いということを第 5 部会で指摘している。今回の店舗は店舗前に屋外展示スペースがあるため、おそらくこの部分に夏場になると苗や園芸の肥料を置かれると思う。ただ、ニコットであるため大丈夫とは思いますが、他の店舗だと物置やカーポートの展示に駐車場の枠を使っていることがあるため、今回はそれほど懸念する必要はないと思うが、44 台の駐車場を確保したということであれば、駐車場を展示物や保管に使わないということを他のホームセンター同様、徹底していただくことを事業者を確認いただきたい。また、これも可能であれば事後、事務局において夏場などに確認していただき、もしそういった事例があれば事務局においてしっかりと指導していただければ。

(部会長)

以上の点は、審議に直接関わる部分ではないが、決定した後の部分について、適切に確認をお願いしたいということなので、よろしくをお願いしたい。

その他いかがか。

(C 委員)

前回は急遽欠席してしまい、大変失礼した。

既に十分審議されたということで、確認だけであるが、先ほど A 委員もおっしゃったとおり屋外展示スペースの苗など、食用品ではないとしても、動物が味をしめてしまうと困るので、その辺りの管理を徹底していただきたい。

それと、規定上問題ないのであろうが、優先駐車マスが 1 台ということであり、時代的に少ないような印象を受けた。私が住んでいるあたりのホームックやニコットを見ても、高齢者の利用が最近増えており、特に冬場など駐車マスの線が見えなくなった時に、わけもわからない様子で駐車したりしており、そういった駐車場内での事故というのも少なからず発生しているので、その辺りに気を使って

いただければ良いと思う。この点も直してほしいといったものでなく、確認というか、配慮いただければ。

ただ、教えていただきたいのが 6 ページの見取り図左端に「自立サイン（別途申請）」とあるが、これはどういった意味なのか。

（事務局）

振興局の他部署にて、看板の設置を別途申請するという意味だったと記憶している。

（C 委員）

大店立地法審議会の範疇外のものということでよいか。

（事務局）

そのとおり。

（C 委員）

承知した。

（部会長）

屋外広告物ということであろうか。

（事務局）

そのとおり。

（部会長）

いずれも確認事項ということで、事業者の確認をしていただきたい、また、事後の確認をお願いしたいということになるのでよろしくお願いします。

それ以外ではいかがか。

それでは、答申案に移りたい。

（事務局）

<答申案読み上げ>

（部会長）

今、事務局から説明のあったこの内容で知事あて答申するということでよろしいか。

（委員全員）

<意見なし>

（部会長）

それでは、答申案のとおり決定ということにしたい。

（２）「DCM ホーマック木場店」（釧路町）の法第 6 条第 2 項（変更）の届出について、事務局より、案件概要及び前回審議会での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 前回審議会での確認事項

○冬季の堆雪場所について

- ・ 雪の堆雪について、これだけの面積のものを道路の周囲の緑地となっている場所に溜めるということだと思うが、駐車場の面積が非常に大きく、現実的には難しいような気がするので、安全性を考えて、実際にどこにどう堆雪するのか確認して欲しい。

「木場店参考図」の交通環境配置図に示すように、店舗への入口から遠い駐車場内に一時的に堆雪し、休日等繁忙日前に排雪して駐車場が不足しないよう運用する旨、確認。

○出入口③に係る入出庫方法について

- ・ 出入口③については、十字路になっており、ちょうど分離帯もなく、西側から直進できるような状態になっているように見受けられ、出入口⑤からは右折で出入りできるとなっていると、出入口③からも同じく右折で出入りできると勘違いされてしまう方も多いのではないかと思います。

看板を設置するのか確認して欲しい。また、その辺りの安全性は大丈夫なのか、どのように考えているのか確認して欲しい。

入庫に関しては左折と南側からの右折ということだが、西側から直進での入出庫ということは想定していないのか。想定しているのであれば、何か対策は考えているのか確認して欲しい。

出入口③の向かい側道路からは国道 44 号に出る際に、公安委員会による「左折」の交通規制になっており、国道 44 号を横断して出入口③に進入することは出来ないようになっている。また、当方駐車場側にも出庫時に「左折」案内標識を設置しており、右折出庫しないよう誘導を図っている旨、確認。

○駐車場内の歩行者安全確保対策について

- ・ 店舗の出入口のそばに店舗側で横断歩道を設置するとか、スピードを出さないようにコンクリートで段差をつけるといったことは考えられているのか教えていただきたい

今回改装及び新築する店舗では店舗入り口前に横断歩道帯・一時停止線の設置を予定しており、既存店舗については駐車場ライン整備等の際に横断歩道帯の設置を進めることを確認。

○駐車場利用時間内における運用方法について

- ・ 今回の案件概要を見たときに、開店時間、閉店時間が一番遅い DCM で午後 9 時に対して、駐車場の利用時間帯が変更となっており、開始が午前 6 時半というのは良いと思うが、午前 0 時 30 分までが駐車場の利用時間帯となっている。大店立地法の観点から考えて、青少年の蛸集対策を含めて、どのように駐車場の運営を考えているのか。例えば、DCM ホーマック、SM、カラオケ前等段階的に駐車場を閉めていくのか。

届出で未定となっている小売業者について営業時間を決定することが出来なかったため、予測される最大の営業時間帯を 7:00～24:00 とし、駐車場利用時間帯もそれに合わせたものであり、駐車場の運用としては、閉店した店舗周辺の駐車場出入口について、他店舗の営業に支障をきたさない箇所を段階的に都度閉鎖するとともに、現在蛸集等問題は生じていないが、問題が生じた際は、テナント会で相談して即座に対応することを確認。

○ホーマック前の横断歩道設置有無について

- ・ 通常的大型店舗だと入口側の車が往来する部分に横断歩道的なものを設置されているのかと思うのだが、前からホーマックがあるので既に設置されているのかと思うがその確認をお願いしたい。設置されていないのであればその必要性について確認して欲しい。

現 DCM ホーマック木場店では店舗入口前に横断歩道帯を設けており、改装後についても同様に考えており、他の店舗についても、店舗入口前には横断歩道帯など安全施設の整備を進めることを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明について、質問、確認事項等ありましたらご発言をお願いします。

(C 委員)

こちら前回欠席しており、確認だが、感覚的に出入口②、④、⑤、⑥の入口が随分と各出入口から近いという印象があり、こんなに出入口が必要なのかとも思った。というのも、出入口⑤に入ろうとすると、出入口④辺りから左ウインカーを出して左折するわけであるが、その時に出入口④から左折で出庫しようとしている車が、ウインカーを出して進んできた車は出入口④から入ると思い込んでしまい、交錯しないかとも思う。おそらく、10m 程度しか間隔が離れていないと思うが、かなり近く、また、こんなに数が必要なのかとも思った。

また、堆雪場について、他の店舗もそうなのであるが、いつも道路側の角に持っていく。そうすると、著しく見通しが悪い。雪がそれほど多くないということであるので、そこまでは堆雪しないとは思いますが、出入口から入ってくる車が見えないようになる。図面上では、そうならないように端の駐車マスを

いくつか空けてハッチングしてくれているが、実際はそう運用されず、ギリギリまで堆雪すると思われる。ここを無理やり変えてほしいというよりは、除排雪の運用でしっかりと管理してほしいのと、この部分は歩道のある通りでもあり、交差点部や出入口付近の見通しは気になるところであるのでしっかりと運用してほしい。

(部会長)

確かに出入口④、⑤は近いように感じる。

(事務局)

まず、最初のご質問についてであるが、今回の届出について、図面にあるとおり、いくつか既存店舗があり、出入口も既にあるものがほとんどということになっている。それぞれの店舗に合わせて出入口があるような状況であり、それぞれの店舗にいらっしゃっている方が同時に出ることは、多くないと思われる。そのため、同時に出て危険な状況が生じるようなことはないというように事務局では考えている。

堆雪場所については、なるべく角には溜めないよう指導する。

(部会長)

その他はいかがか。

(E 委員)

今回、駐車台数が大幅に増えるということで、車のレーンのことは色々記載されているのだが、車が増えると、駐車場内の歩行者のことを記載、例えばどういう動線でどのように人を運ぶのかを記載してもらえなければ駐車場内の安全性についてよくわからない。これは今後でもよいが、申請の段階で、例えば歩行者の動線をどのようにするのか、既存店舗と同じようにやるということではなく、増えた分どのように歩行者を安全にそれぞれの店舗に向かわせるのかが、この資料では全くもってわかりづらい。前回の確認事項の回答でこういったようにやりますということだけで、実際にこういった動線にするというものがない中で歩行者の安全をどのように確保しているのかがわかりづらいという印象。これからの申請段階でも複合して駐車場が大きくなった時にどのように歩行者の安全確保をしていくのかを明確に記載してもらわなければ、これだけではあまりわからない気がするので、受付する最初の段階でもう少しそういったことを明確にするように指導していただければありがたい。今回は、歩行者の安全対策をやりますと回答いただいているので、ちゃんとやるのだろうとは思いますが、そういったことをお願いしたい。

(事務局)

今後は歩行者の動線等も明確になるよう指導したい。

(A 委員)

指導というよりは、5部会で長年出ている話題であり、法律の建付け上、平面自走式で良いということになっているため、収容台数が店舗に対して何台あるということにばかり注目しているのだが、逆に日常生活を送っている人からすると、空いているときの方が怖かったりする。自走式と言いながら、駐車マスを横断して店舗側に向かっていく車がいるような中で、駐車場内には歩行者もいるという状況をおそらく危惧している。今日の案件ではないが、結局はこの論議を繰り返すだけであり、釧路の昭和にあるイオンの話をよくするのであるが、駐車マスの近くに歩道があり、車から降りたら歩道から店舗に入れるようになっている。これは非常に安全だと思う。あのようなことをしてもらえれば段差があるので横切することは絶対にできない。あのようなことを本当はしてほしいということをずっと言っているのだが、法律上は平面自走式で良いことになっており、E委員がおっしゃるようにどのように歩行者を守るのかということになる。歩道があれば歩行者を守れるし、そういったことをずっと言っているのだが、なかなか動かない。以前、C委員とカラー舗装も良いのではないかとこの場で話したことがある。例えば、段差をつけると除雪に支障が出るということであれば、駐車マスの間2mくらいに歩行者が歩くブルーのラインを引くと、視覚的にそういった場所を横切れないということになる。C委員たちの研究でブルー舗装の話があり、そういった良いアイデアがあつて、ここで歩行者にとって平面自走式は怖いという話をしても、毎回こういった話題が出てくる。そして、指針台数を満たしているとか指針を満たしていないがこういった利用状況であるので十分だとか、そういった話ばかりになる。これからの高齢化が進んでいく社会において、そこを見越した駐車場の安全性をどのようにやっていくのかということ、この場だけでなく、親会で話をすればよいのかもしれないが、第5部会でこういった話が上がっているということを振興局としても真剣に取り上げていただき、大店舗の駐車場の理想像として、先ほどの釧路昭和のイオンではこのようになっているということを皆で情報を共有しながら、こういったものが歩行者あるいは高齢化するドライバーにとって安全なのかという論議を真剣にした

方がよいと思う。話題に出ては、この審議案件には関係がないということになってしまい、繰り返しになってしまっている。今回の案件でも E 委員がおっしゃるようにどのように歩行者を守るのか、実際に遠くの駐車マスに停めて歩いて店舗に向かうが車は駐車マスを斜めに突っ切ってくるということがある中で本当に大丈夫かと思うのは当然。何回もこの場でこの話をしているが、何も進展がない。それは、この審議に関係ないということもあるが、こういう部会でそういう話が出ているということをもう少し真剣に取り上げていただけないかと思う。私もあと 1 年の任期であり、頑張っって言ひ続けようとも思っているが、せっかくそういった話が出ており、カラー舗装であれば除雪の邪魔にもならず、よくある店舗フェンス際に駐輪場があつて安全性に懸念があるが、意外にカラー舗装するだけで車はそこを跨がないということで、それは良いというような話になっているのだが、そういった事例が全く出てこない。法律上は関係ないかもしれないが、是非自主的に、DCM やニトリなど、北海道を代表する企業にお手本を示してもらえよう振興局と話し合ってもらえれば嬉しいと思う。この審議には関係ないが、この話題はそういった流れで何度も出てきているものだということで、皆さんにも動いていただけるようにしてほしいと思う。

(部会長)

どういった場面でどこにそういった話題を提起するのがよいのかということもあるため、事務局でも直接この審議会に関する部分ではないのかもしれないが、いずれにしても安全に関わることであるため、そういう論議が出ているということ、若しくは事前に受付段階で事業者にも、こういうことが審議会でも大きなテーマになっており、法律の建付けには含まれていないが、歩行者の安全確保という点に最大限配慮していただきたいという話はお願いであるので可能だとは思われますので、今後の運営にあたって考慮していただきたいと思う。

他にいかがか。

(D 委員)

先ほどからの意見で、歩行者の安全性について、この資料を見てもわかりにくいという話がでていますが、まずは質問に対する回答をまとめていただいたことにはお礼申し上げたい。ただ、その中で横断歩道などがどのようになっているのかという問いかけについて、図示されている資料の提供がないというのは、もう少し事業者と話を詰めて、このようになっているから安全性が確保されていると示されなければ、私たちもそうですかと納得できない。横断歩道を設置しようと思っているのではなく、どこにどのように設置するのかを示してくれないとわからないと思う。

また、しつこいのだが、雪の堆積場所についても、駐車台数が元々の必要台数よりも少ない状態で届出をしているということで、それは今まで使用してきた経緯を踏まえてこれくらいしか必要ないと思われるので、十分足りるとしているが、届出台数 758 台の他に 56 台があるとしており、その 56 台分を堆雪場所に使っているのかと思っていたのだが、もう少し多く駐車マスを使っているように見受けられるが、その辺りは確認してもらっているのか。

その他の 56 台とは何なのかとも思うが、そういう意味ではなく、本来は駐車場の外に堆雪場所を設けるということだったが、質問の回答では駐車マスもつぶして堆雪することになっている。

釧路は非常に雪が少ないのだが、年に 1、2 回大雪が降ることがあり、除雪をする方も下手であるため、出入口なども見えないように雪を積み上げてしまう。それが非常に心配ということがあるので、私の中では駐車台数が少ないのにそれを侵食してまでこの部分に溜めるというのはいかがかとも思う。その点はもう一度確認いただいたほうがよいと個人的に思う。

(事務局)

ご意見いただいた事項については、再度事業者を確認したい。

なお、その他の 56 台については、駐車場 5 に 48 台あり、その部分の堆雪場所については問題ないと思われるが、出入口 2 及び 3 付近の堆雪場所については、届出内駐車場の部分にかかっているようにも見られるため、確認する。

(C 委員)

しつこく言うようで申し訳ないのだが、この堆雪場所だと出入口①から入って右折した場合、絶対に駐車マスを横切るような動線になってしまうことになり、本当にそういう動線で考えているのかが疑問に思う。

さらに言うと、事業者は奥の出入口側の駐車マスまでお客さんがカートを押して歩いていくことを想定しているのかとも思う。そこは真剣に考えていただかなければ、実際に事例としてもこういったホームセンターで事故も起きているので、後々まずいことになると思われる。

やってできないということはないと思う。北見にも同様のホーマックとシュープラザなどの複合施設があるが、そこでは入口正面の大きな通りの駐車マスを分けており、間を歩行者が通れるようにして

いる。一番奥に止めた人のために、歩行者がカートを押していけるようにしており、奥にカートの置き場所も設けられている。そのため、やってできないということはないので、そういった事例を集めるなりして、事業者伝えてもらいたい。おそらくフランチャイズであるので大本は DCM であるが地場の企業がやられているのだと思うが、その辺りもう少し整合を図るといえるのか、法律上これで良いからということではなく、もう少しお客さんのことを考えたほうがよいのではないかとすることは事業者に言うていただいてもよいのではないかと思います。

(部会長)

私も何度か行ったことがあるが、この駐車場は非常に広い。

(C 委員)

そうすると、カートも置き場でない場所に置いて帰ってしまったりする副作用のようなものも出てくるので、1 本だけでも歩行者が端から端まで行けるようにして、あと、駐車場も一方通行にしたりなど、イオンなどはそうなのであるが、入口を 1 つに絞り、動線をぐるぐる回るようにして、端に行くには一周しなければいけないようにしている。そうすると、交通量がシンプルになり、交錯も少なくなる。そういった事例も実際にあるので、この DCM の店舗ができないということではなく、やるかやらないかの問題だと思うので、これだけ広い店舗であるのでその辺りは考えていただいてもよいのではと思う。

(A 委員)

事務局である釧路総合振興局にこの本審議でなにかをやって欲しいということではないと思うが、これはこれで回答のように動いていただいているので、通るとは思うが、ちょうど E 委員も私もこういった意見をずっと出しており、先ほどのニコットの案件は平和であったが、あれは 44 台の駐車台数であることもあり、なんとかかなと思っているからであるが、このように 700 台を超える駐車場を見せようと、絶対に駐車マスを横切って車も走るだろうし、奥に車を止めた人は恐々と店舗まで歩くだろうと思ってしまう。

釧路昭和のイオンはなぜあのようなことができるのだろうとも思う。欧米スタイルに近いとも思う。

(C 委員)

確かに欧米スタイル。日本離れしていて、植栽までちゃんとしている。

(A 委員)

カート置き場も段差もあって、非常に安心して行ける店舗だと思う。

そういうことを言っており、せっかくであるので、この審議についてではなく、今後の大店立地の駐車場のあり方をこれから社会が変わっていくということを見据えて、今のうちから事業者もただ基準を満たすのではなく、よりお客さん、高齢者に優しいスタイルというものを確立して、お手本のようなものを作っていただければと思う。

しつこいようであるが、室蘭に先週も行ったが、モルエとホームックの出入口を見るたびに、あれは部会が動いたと聞いて、なぜこの出口専用入口専用ができないのかと改めて思った。皆がしっかり守っており、細い一車線の道なのであるが、意外とすんなりと車が流れていく。出口専用として作ると、右折車と左折車が 2 台同時に行けるため、駐車場出口の滞留も減るという事例もこの場で言っているのであるが、是非今後のあり方として、もし次の店舗がある時に、事務局から、こういった意見が出ているのでもう少しこの駐車場を工夫して、こういったアイデアでできないか、そういう事例を作れないかということをお声がけしていただけることを期待している。

(B 委員)

今回は答申が出ると思うが、答申と併せて、そういうものを文章にした書類を事業者などに提出して、このように考えている、意見が出ているということで渡してもらった方がよいのではと思う。

そういったものが積み積み重ねて、考え直すのかという雰囲気になるのが一番よいとも思うが、併せて、駐車台数を確保することだけでなく、その動線やどのようにお客さんを案内するのかという部分の大店立地法の法整備も見直していかなければいけない時期なのではないかと思うので、そういった意見も添えていただくと助かる。

(D 委員)

事業者は数字を合わせるのに一生懸命になるということがあるような気がするが、ただ、台数が減るとしてもそれだけ安全確保に努めていて、消費者の方々が使いやすいようにしていると納得もされやすく、企業のイメージも良くなると思う。

今回は既存店も合わせた中での変更になっているので、直してほしいということも難しい部分があ

と思うが、もしかすると第5部会でもこういったところが我々としては評価の高い店舗であるということ、5部会推奨の店舗というように作ってもよいのではとも思った。事業者に対しても何か目に見える形で、例えば、こういう部分の評価が高い、お客さんも喜んでいるというのをお見せできるとよいのではとも思う。難しいかもしれないが是非、よろしくお願いする。

(B委員)

大きなカートで大きなものを買ったりすると、どうやって車を避けながら通っていかうかと考えながらであるので、その辺りが安全に通れるようなシステムがあるとよいということで、イオンなどの他店舗で参考になるようなものがあればそれを広めていけると望ましいと思う。

(部会長)

おそらく、店舗ごとに形態や既存道路との兼ね合い、入口の配置などがあるので、一概にこうと決めるのは難しいと思う。大店立地法では皆さんおっしゃるように数という視点の切り口しかないのであるが、全体的に要件は満たしていても、歩行者の安全に最大の留意を払うということ、届出の段階や事前の相談段階でもよいので、事業者にお話していただければと思う。

残念ながら、事故が事例として発生してから対策を考えるということが圧倒的に今までのケースでは多いので、最早そういった時代ではないということで、考えられる懸念については少しでも危険性を排除していく、確率を減らしていくというのが今のやり方だと思う。ただ、昔からの既存店をいじるのは事業者としても大変なところはあると思うが、やれることはやっていきましょうという話が、この5部会で非常に出ているということを事業者に伝えていただければと思う。

他にいかがか。

(B委員)

店舗の西側にある回転寿司とパン屋付近のドライブスルーについて、前回もお話したが、ホームマックの駐車場から駐車場3、4に向かう時には、このドライブスルーの部分を通っていくということで、ここが混雑した際には誘導員を配置するということがあったが、本来は望ましい形態ではないと思う。ドライブスルーはドライブスルー利用のお客さん専用で使うべきではないかと思うのだが、既存店舗があったり、何度も改修されていたりということで仕方ないとも思うが、その辺りの交通渋滞や歩行者の安全性などを見逃さないように留意していただければ。

それと、駐車場出入口③の西側の十字路になるような部分の出入りはどうなるのかという質問に対して、西側向かいの道路からは一時停止と左折の看板があるということで、こちらから直進してくる車はないということでよいか。

(事務局)

そのとおり。

(B委員)

承知した。

全体の確認をさせていただきたいのだが、出入口③に関しては右左折入庫と左折出庫であり、出入口⑤は右左折出庫も可能、南側の出口①及び入口①はそれぞれともに右左折可能、それ以外は全て入庫ともに左折のみということか。

(事務局)

そのとおり。

(B委員)

駐車場への出入口が多く、その場所によって左折のみ可能であったり、両方向可能であったり、この辺りがお客さんも慣れるまで紛らわしくなるとも思うが、看板なども設置してくれているので、一応これで良いと考えるが、もし事故などがあった場合には早急に対応していただきたい。

少し心配なのが出入口③から右折出庫する車がいるのではと思うが、看板があるので一応は大丈夫とも感じる。

(部会長)

実態としてそれなりに交通量のある道路であるので、ここから右折するには度胸が必要。

通常感覚を持ったドライバーであればここから右折はやめておこう考えると思われる。ただ、そうはいっても色々な方がいるので一概には言えない。

(C 委員)

確かに今ドライブスルーの需要が増えていて、北見でも某ハンバーガーショップのドライブスルーで国道までドライブスルー待ちの隊列が出来ていたこともある。その辺り、時代も変わってきているので、少し注意したほうが良いかもしれない。今回の場合も下手すると国道まで車が滞留してしまうという可能性も十分に考えられる。

(E 委員)

このドライブスルーは右折するもので間違いないか。

通常であれば、車の通行の邪魔にならないように入って出ていくというスタイルだと思うが、この図面だけ見ると、右折して入っていくと向かい側から来る車がいたり、使いづらいと思わないか。

一方通行ではないようにも見え、どのようなドライブスルーのルートになっているのか。

(C 委員)

確かにこのドライブスルー内の交差点でボトルネックになっている。

(E 委員)

通常であれば左折でドライブスルーに入りたいと思うが、図面では右折で入るように示されている。

(事務局)

そういった状況になっている。

(E 委員)

そうすると、ドライブスルー入口はどこになって、どこで注文するのか。

(B 委員)

パン屋だけがドライブスルーを設置するということか。

(事務局)

そのとおり。

(C 委員)

これは新店舗であって、既存ではないということか。

(事務局)

この店舗は既存であるが、現状まだドライブスルーにはなっていない。

また、旧シュープラザの取り壊しも終わっておらず、現状ドライブスルーも設置されていない状況となっている。

(E 委員)

このドライブスルーはどこで注文をすることになるのか。

(事務局)

実際は店舗前になると思われる。

パン屋隣に5台の駐車マスがあり、そこまで行くことになると思われる。

(A 委員)

ドライブスルーは一般的に、別の場所で注文し、建物を回り込んで受け取るという時間差をわざと作って車が滞留しないようにしている。これだと、車2台分程進んで受け付けなければならないから、おそらく非常に混み合うと思われる。

(事務局)

確かに渋滞の可能性はある。

(E 委員)

そうなった時に、右折のドライブスルー側の車を優先にするのか。通常は左折の方が入りやすくなる。

この図面では車を並べて書いているが、実際にこのようになるのか。このように並ぶようにと指示をしているのであればわからないでもない。

(C 委員)

どれだけ需要のある店舗かわからないが、南側から左折でも入ることは出来ると思う。

この部分で滞留してしまうと、店舗横の 5 台分の駐車マスに止めた車は出られなくなる。

少なくとも、他のドライブスルーでもやっているのではないかと思うがドライブスルーの位置を明示するような対応は必要だと考える。この状態だと店舗と顧客のトラブルだけでなく、顧客同士のトラブルに発展しかねない。

交通整理員を配置するという約束があったと思うがどうか。

(事務局)

渋滞時には配置するとしている。

(D 委員)

ドライブスルーなのに交通整理員を配置するのか。

(C 委員)

某コーヒーショップはやっている。

お客さんよりも警備員の方が多い様子の時もあるが、入庫の時の誘導とドライブスルーへの誘導をやっていて、あれは良いと思う。

(A 委員)

その某コーヒーショップが釧路に初出店した際にも、この話が審議会で出た。釧路初出店であるために、しばらく混雑するだろうということで、誘導は必要だという話になった。

店舗としては、大店立地法とは関係なく周辺に渋滞を引き起こすことが問題であるから対応は大切だと考える。

このパン屋についても、既に釧路にある店舗なのか。

(B 委員)

帯広が本店の店舗であったと思う。

(A 委員)

釧路でこの店舗が人気を呼ぶ店舗であったとしたら問題になってしまうかもしれない。

ただ、それは我々が心配することでもないが。

(C 委員)

ただ、地域活性化に期待を込めてという意見でお願いできれば。

(事務局)

設置者にはドライブスルーの案内は表示するように伝達する。

(D 委員)

とても不思議に思う。

どのように注文してどのように受け取るのか。

(事務局)

現状、既存店としてすでに営業しているが、ドライブスルーはまだ設置されていない状況となっている。

(B 委員)

この図面を見ると、ドライブスルーを待っている車が多かった場合に、この部分を通り抜けて駐車場 3、4 に行きたい車は、そのドライブスルーが終わるまで通り抜けられないということになる。2 台すれ違えるような幅はなさそうに見える。

誘導員がいても車が詰まってしまえば、どうしようもないのではとも思う。

(D 委員)

確かにパン屋隣に 5 台の車が止まっていた場合、その車も出られないし、通り抜けもできないことになる。

(B 委員)

コーナーの辺りに車を止められてしまったら通り抜けできないようになると思われるが、そういった想定はしていないのか。

あくまで駐車場 3, 4 は変更前の店舗の利用者が利用するとして設置したものであって、ホームック側からは来ないだろうという想定であり、全体としてこれだけの台数があればよいということであるのか。

(事務局)

基本はそうであると思うが、あまりにもドライブスルーが渋滞する場合は交通整理員を配置して円滑に行き来できるような対策をするよう指導したい。

(部会長)

なんとなくであるが、ドライブスルーもできるようにしようと思ったくらいの感覚で動線なども考えたのではないと思う。

以前にいただいた変更箇所に係る写真を見ても、これから工事をするのかもしれないがドライブスルーに対応したような店舗には見えなかった。

(C 委員)

スマホで注文して受け取るだけという形にするつもりなのかもしれない。

(部会長)

この場で出た論議として、ドライブスルーを考えているようであるが、十分に安全性、それから車の動線、車が滞留してそれが駐車している車の出し入れを阻害することのないように配慮してやっていただきたいということを伝えていただきたい。

(事務局)

伝達させていただく。

(部会長)

この審議会でドライブスルーをどうにかするという権限はないものであるため、お願いしたい。

その他いかがか。

私の立場としては言いにくいですが、非常に経過が複雑な地域であるので、審議がしづらいとも感じる。変更を繰り返しており、店舗も変わったりしていつ、なかなか全てをクリアにするのは難しいと思った。

それでは、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

また、この答申とは別に、堆雪場所や、それを含めた歩行者の安全対策、また、先ほど話のあったドライブスルーに係る懸念については、事務局から事業者に伝えさせていただき、ドライブスルーなどは可能な限り適宜確認を行い、まだオープンは先ということであるが、部会に情報提供をさせていただければと思う。

(部会長)

今の説明部分で何か質問等はいかがか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、答申案はこの内容で知事あて答申することとする。

それから、事務局から説明もあったとおり、懸念事項や今後の動き、配慮すべき点など委員から多く出たので、整理してからで構わないので、その旨、事業者に伝えていただき、回答があったものについては、次の部会で情報提供していただければ。

各委員の皆様はそれでよろしいか。

(委員全員)
＜意見無し＞

(部会長)
それでは本件については答申案どおりとさせていただきます。

以上で本日の議題については終了した。事務局から何かあればお願いする。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり